

苫小牧市新型コロナウイルス対策  
融資信用保証料補給要綱  
(令和3年度実施)

令和3年4月1日

産業経済部 産業振興室 商業振興課

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、第4条で定める金融機関から融資を受けた中小・小規模事業者が、北海道信用保証協会へ信用保証料を支払った場合、保証料の全部又は一部を市が補給することにより、中小・小規模事業者の健全な経営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小・小規模事業者」とは、次のいずれかの事業者をいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人事業者
- (2) 資本金の額又は出資の総額の定めがない法人である場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下である法人事業者
- (3) 個人事業者

### (補給対象)

第3条 この要綱における信用保証料の補給対象は、第2条に掲げる者であって、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 個人にあつては、市内に住所を有している者。
- (2) 法人にあつては、市内に本店登記又は支店登記を行っている者

### (取扱金融機関)

第4条 本要綱の補給対象となる融資を取扱う金融機関（以下「金融機関」という）は、次のとおりとする。

- (1) 北海道銀行（市内在店）
- (2) 北陸銀行（市内在店）
- (3) 北洋銀行（市内在店）
- (4) 苫小牧信用金庫（市内在店）
- (5) 室蘭信用金庫（市内在店）
- (6) 北央信用組合（市内在店）

(信用保証料補給の対象となる融資)

第5条 信用保証料の補給対象は、令和3年4月1日以降に中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項に基づき、本市による「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」「危機関連保証」いずれかの認定を受けた中小・小規模事業者が運転資金を借入れた際に発生し、北海道信用保証協会へ支払った次に定める信用保証料とする。

- (1) 金融機関が独自に実施している、新型コロナウイルスによる影響を起因とする融資を受けた際に支払った信用保証料
- (2) 市又は北海道が実施している制度融資を受けた際に支払った信用保証料

(補給対象外)

第6条 次に定める融資における信用保証料については、補給の対象外とする。

- (1) 設備資金等、運転資金以外の用途のもの
- (2) 苫小牧市小規模企業経営改善資金

(補給限度額)

第7条 1融資あたり10万円を限度に補給する。

(補給申請等)

第8条 信用保証料の補給を受けようとする中小・小規模事業者は、「新型コロナウイルス対策融資信用保証料補給金交付申請書」(様式第1号)、金融機関が発行する「新型コロナウイルス対策融資実行通知書」(様式第2号)、北海道信用保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」又は「信用保証書(金融機関宛)」の複写、苫小牧市が令和3年4月1日以降に認定した「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」「危機関連保証」いずれかの複写を、原則として融資実行月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書に基づき、信用保証料の補給の決定をしたときは、指令書により当該中小・小規模事業者に通知しなければならない。

(補給実行日)

第9条 補給を実行する日は、融資実行月の翌々月の最初の金融機関営業日を原則とするが、前条第1項で定めた提出日を超えたものにおいては、この限りではない。

(補給取消し)

第10条 市長は、信用保証料の補給を受けた中小・小規模事業者が、次の各号に該当する場合は、信用保証料の補給の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により信用保証料の補給を受けたとき。
- (2) その他信用保証料を補給することが不相当と認められる事実があったとき。

(補給対象期間)

第11条 令和3年4月1日から令和4年1月31日までに融資実行があり、令和4年2月28日までに申請のあったものを補給対象とする。ただし補給は予算の限りとし、予算額を超える申請が見込まれる又は予算額を超えた場合は、申請期間を短縮するものとする。

(調査等)

第12条 市は、信用保証料の補給に関し必要があると認めたときには、補給を受ける者又は取扱金融機関に対し、説明を求めるか、又は書類、帳簿類の閲覧若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が金融機関と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。